

農業支援サービス事業体ビジネス確立支援 質問回答集

| #  | 日付        | 質問項目        | 質問   | 回答  |
|----|-----------|-------------|--|---|
| 1  | 2024/5/9  | 問い合わせ方法について | 公募に関してWEBや電話での面談をお願いしたい。   | ご質問内容をメールにてお問い合わせください。<br>内容に応じて、メールでの回答もしくはお電話やZOOM等による回答にて適宜ご対応をさせていただきます。  |
| 2  | 2024/5/10 | 参加資格        | 新技術検証型もしくは課題解決型の違いを教えてください。  | 農水省とはそれぞれの部門について下記のとおり整理をしております。<br>新技術検証型については、新サービスによる新規参入<br>課題解決拡大型については、既存サービスを他品目や他産地等で展開<br>また、部門によって審査会における評価の採点配分が異なります。詳しくはHPをご覧ください。   |
| 3  | 2024/5/10 | 参加資格        | 応募要項の補助内容に記載されております「対象費用は別紙に掲げる費用」とのご案内がございますがどこに記載されておりますでしょうか？   | <a href="https://ntour.jp/agrisupport/img/agricultural%20support%20service%20projects%20.pdf">https://ntour.jp/agrisupport/img/agricultural%20support%20service%20projects%20.pdf</a>   |
| 4  | 2024/5/10 | 参加資格        | ドローン散布機のレンタル事業を行いたいが、機械設備供給型に該当するか。  | 農水省にて規定をしている農業支援サービスについては以下のとおりとなります。<br><a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/attach/pdf/service-25.pdf">https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/attach/pdf/service-25.pdf</a><br>本件については機器のレンタルのみであれば機械設備共有型、<br>機器のレンタルに加えて農薬散布などの作業を受注して行う場合には専門作業受注型となります。  |
| 5  | 2024/5/10 | 費用          | 補助率は如何でしょうか？   | 定額となっており、上限1,500万円です。   |
| 6  | 2024/5/10 | 参加資格        | アプリサービスは、「データ分析型」「その他」、どちらが適切か。  | ・農水省にて規定をしている農業支援サービスについては以下のとおりとなります。<br><a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/attach/pdf/service-25.pdf">https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/attach/pdf/service-25.pdf</a><br>本件について、御社サービスがデータ分析による作業効率改善などであれば「データ分析型」、<br>分析したデータの活用により「農業に関わる専門作業の受託」、「機器等の提供やレンタル」、「専門人材等の派遣による直接の課題解決」などに取り組みられる場合は「その他（複合型）」となります。  |
| 7  | 2024/5/10 | 参加資格        | アプリサービスについて、部門は「新技術検証型」が妥当か（既に顧客もいるが、サービスのリリース自体は先月）   | 農水省とそれぞれの部門について下記のとおり整理をしております。<br>新技術検証型については、新サービスによる新規参入<br>課題解決拡大型については、既存サービスを他品目や他産地等で展開  |
| 8  | 2024/5/10 | 事業について      | 資金補助、伴走支援は、R6年度末/R8年度末までのどちらか  | 事業完了日：令和7年2月28日金曜日（2025年2月28日）まで<br>精算・報告書提出期限：令和7年3月10日月曜日（2025年3月10日）まで   |
| 9  | 2024/5/10 | 費用          | アプリ、サービスの改良について、弊社代表の開発にかかる人件費は対象内か  | 対象内です。  |
| 10 | 2024/5/10 | 費用          | 経費の対象はR8年度までか  | 事業完了日：令和7年2月28日金曜日（2025年2月28日）まで<br>精算・報告書提出期限：令和7年3月10日月曜日（2025年3月10日）まで   |
| 11 | 2024/5/10 | 問い合わせ方法について | 農業支援サービス事業体ビジネス確立支援の事業に関して、その背景・意図など、確認・質問をさせていただきたく、web面談のお時間をいただくことは可能か。   | 内容に応じて、メールでの回答もしくはお電話やZOOM等による回答にて適宜ご対応をさせていただきます。  |
| 12 | 2024/5/11 | 参加資格        | 内容について「他産地への事業拡大」が前提となっていますが、例えば現在水稲栽培を行っていて、新たに圃場を拡大し水門の自動ゲートなどのスマート農業の機器を導入するという内容も「他産地への事業拡大」に含まれるという理解で宜しいでしょうか？   | 本事業の対象は「農業支援サービスを展開する企業」となります。<br>お問い合わせの件について、<br>・申請者が生産者である場合は活用いただけません。<br>・申請者がサービスを提供する企業の場合で、新たな自動ゲート導入のための導入費に補助金を充てることもできません。<br>・申請者がサービスを提供する企業の場合で、既存の自動ゲートなどのサービスを他産地に展開する際のニーズ調査、人材育成、デモ実演用機械やシステムの改修費などに充てていただくことは可能となります。   |
| 13 | 2024/5/14 | 費用          | ドローン購入費に補助を活用したい。  | 本事業の対象外となります。   |
| 14 | 2024/5/15 | 費用          | 専門作業受託型において、受託する作業に必要な機械装置(例えば、自動草刈り機や自動運転補助機器、施肥用ドローンなど)の購入に補助金は出ますか？<br>事前着手を行った場合でも、事前着手申請を行うことで事前着手でも補助対象経費に算出することは可能ですか？  | 事業に必要なと認められれば、ご質問に係る機械装置についても補助の対象となります。<br>採択後に交付決定前着手届を提出いただき、当該届が受理された日以降であれば補助対象経費に算出することが可能です。   |
| 15 | 2024/5/16 | 参加資格        | 仮に事業完了日までに事業化が行えなかった場合に問題はあるのか。  | 原則として事業完了後、産地にサービスが定着することを前提に申請ください。  |
| 16 | 2024/5/16 | 参加資格        | 農業資材の卸先で販売先に環境制御機械を扱う会社だが、生産者の購入助成に充てられるか。   | 本事業の対象は「農業支援サービスを展開する企業」となります。<br>御社が取引のある環境制御機械メーカー等が申請を行うことで生産者に対してサービスを提供する導入に活用することは可能です。   |
| 17 | 2024/5/17 | 参加資格        | 生産者がサービス等を購入する際に活用できるのか。   | 本事業の対象は「農業支援サービスを展開する企業」となります。<br>御社が取引のある環境制御機械メーカー等が申請を行うことで生産者に対してサービスを提供する導入に活用することは可能です。   |
| 18 | 2024/5/17 | 費用          | ①経費対象期間について、経費の対象期間は2024年4月～2025年3月分であるか。<br>②経費の上限について、広告宣伝費、人件費での申請をしたいが、各経費の上限はあるか。<br>③定期的に成果報告会等の会議体を開く予定があるか。  | ①公募要領をご確認ください<br>経費については採択後から事業完了日となる令和7年2月28日金曜日（2025年2月28日）までとなります。<br>また、採択後に交付決定前着手届を提出いただき、当該届が受理された日以降であれば補助対象経費に算出することが可能です。<br>なお、精算・報告書提出期限は令和7年3月10日月曜日（2025年3月10日）までとなります。<br>②資金使途も審査観点となっておりますので、システム開発としての技能職給、産地における検証のための交通費など、本事業を活用する必要性が分かるように積算をいただくと良いかと思います。<br>③現状は予定していませんが、農水省から求められた場合は期中の報告物の提出および報告会開催の可能性もございます。   |
| 19 | 2024/5/20 | 参加資格        | ①当事業の成果目標はどのようなものになりますか。<br>②当事業を活用した末にサービス事業の提供まで至らなかった場合は補助金の返還が必要か。   | ①成果目標については企画提案書（任意様式）にて令和8年度末までに達成する目標を定量的に記載することとしています。<br>この達成にあたっては、産地で申請者のサービスが展開している定量的な目標を設定いただければと思います。<br>②補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第197号）第17条及び第18条の規定に従い、交付決定の取消及び補助金の返還を命じる場合があります。<br>同法第16条の規定のとおり、是正措置も認められており、即取消及び返還というわけではありません。<br>なお、本補助金については補助金ありきの事業の組み立てではなく、まずは自己負担で行っていただくことを前提に、補助金の活用による有効性を示していただきたく存じます。<br>展開予定の産地におけるアクシデント等については、内包するリスクとして記載いただき、その他の産地にも展開することも視野に入れた申請をいただければと思います。 |
| 20 | 2024/5/20 | 参加資格        | 農業法人による草刈りの作業委託、草刈り機のリース、レンタル、3Dマッピングの委託料、別のコンサル会社を使って良いか。   | 専門作業受注型として申請可能です。<br>別のコンサル会社に依頼することも問題ございません。  |
| 21 | 2024/5/20 | 参加資格        | 農家が新たに機材等を導入する際に活用できるのか。   | 本事業の対象外となります。   |
| 22 | 2024/5/20 | 費用          | ①応募要項の中に機材導入に関するなどの経費計上に関してですが、機材見積り書提示などが記載されておませんが、見積書など、添付しなくて良いのでしょうか？<br>機材に関して、大よその予算計上のような形式で良いとの理解でよろしいでしょうか？<br>②審査される、専門家（民間企業）様と申し込み企業との、利害関係についての対応はどうなっているのでしょうか？<br>③農水の参考資料を確認していたところ、半額補助基準という認識で良いかどうか。 | ①申請時についてはおおよその額にて、申請で問題ございません。また見積書などもなくて問題はございません。採択後、交付申請時に内容は詰めさせていただければと思います。<br>②審査員については秘密保持契約を交わすとともに、申請内容については厳正に取り扱いを行っています。<br>③補助は定額で最大1,500万円   |

農業支援サービス事業体ビジネス確立支援 質問回答集

|    |           |          |  |   |
|----|-----------|----------|--|---|
| 23 | 2024/5/20 | 参加資格及び費用 | <p>①対象として、「農業支援サービス事業体として活動していきたい民間事業者等」とありますが、その事業者の経営形態等で応募制限等はあるのでしょうか？例えば、合同会社としてスタートアップした企業体であるが、別の団体とのフランチャイズ契約を締結している民間事業者は応募対象となるか。</p> <p>②別紙「(費目) 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業実施要領(抜粋)」について「機械費」の注意点にある「この要領第5に掲げるとおり。」とありますが、内容はこういったものなのでしょうか？</p> <p>また、本事業を実施するにあたり、農業支援サービス事業体が必要になる機械類は購入できるという解釈でよろしいでしょうか。(例えば、農業産業用ドローン)</p> <p>③本要領事項に基づき、算出した予定額を先に交付されるのか、または経費使用実績等に基づき、後からの交付となるのか。</p>              | <p>①応募団体について農業支援サービスを提供する団体であれば経営形態について制限等は設けておりません。</p> <p>②「機械費」についてはスマート農業機械等導入支援という別事業の費目となりますので、本事業とは関係ございません。</p> <p>また、農業産業用ドローンについても事業を実施するための費用であれば、機材の購入、レンタル、リースについても経費として認められます。</p> <p>③補助金については令和7年2月28日の事業完了後、3月10日までに精算報告申請いただいた分について交付となり、原則は御社による立替となります。なお、採択後に概算払い請求をしていただくことで、期中に一定額の補助金をお支払いさせていただく予定です。</p>  |
| 24 | 2024/5/21 | 応募方法     | Google form 以外で応募することは可能でしょうか。   | <p>Google Formsに入力ができない事象について、メールにてお問い合わせください。別フォーム(Excel)をご案内します。</p> <p>別フォームと併せて証憑類や資金使途、企画提案書をメールアドレス(ntour.nogyo-sien@ntour.co.jp)に期日まで送信ください。</p> <p>なお、本メールアドレスの容量が10MBまでとなりますので、容量が超過する場合はファイル箱等のサービスの活用をいただくか、メールを複数に分けて送信をいただきたく存じます。</p>   |
| 25 | 2024/5/22 | 費用       | システム改修費は計上してもよいか。  | 問題ございません。   |
| 26 | 2024/5/22 | 参加資格     | ドローンによる消毒散布を行う新会社の設立も対象になるか。   | 新会社による専門作業受注型であれば対象となります。   |
| 27 | 2024/5/22 | 参加資格     | ドローン学校でも申請できるか   | 本事業の対象は「農業支援サービスを展開する企業」となります。ドローン学校を通じた生産者向けのサービス展開を想定している場合は申請が可能となります。   |
| 28 | 2024/5/22 | 参加資格     | 農業法人でも申請できるか   | 農業支援サービスを展開する民間事業者であれば申請対象となります。  |
| 29 | 2024/5/23 | 参加資格     | ラジコン草刈り機の事業<br>機材のリース事業は本件の対象になるか  | 機械設備供給型等で申請対象となります。   |
| 30 | 2024/5/24 | 費用       | 当該事業実施要領p.2~3 第5補助対象経費(3)に記載されている内容の通り、リースで農機導入する際、対象経費が補助上限1,500万円以内であったとしても下図の通り考えたらよろしいでしょうか。   | <p>お問い合わせをいただきました箇所についてはスマート農業機械等導入支援に係る説明項目となり本事業とは関係ございません。</p> <p>よって、リース導入についても補助金の対象となります。</p>   |
| 31 | 2024/5/24 | 参加資格及び費用 | <p>①「課題解決拡大型」で傾斜評価対象となっている「4-5.実現可能性」はどのような記載だと評価されますでしょうか。</p> <p>②一次公募の書類提出後に面談やプレゼンの予定はありますでしょうか。</p> <p>③事業年度中及び追跡調査の報告の頻度と内容が決まっているか。</p> <p>④本事業で機械の試作を予定しています(あくまで試作のため耐用年数1年未満を想定)この場合固定資産として将来的に保有して、事業終了後持ち続ける必要があるか。</p> <p>⑤租税公課に関してですが、上記リンク先にて「運営拠出金に課される消費税に係る経費」とありますが、これは基本人件費等の非課税以外の項目は全て消費税も補助金対象になるかという認識で間違いはないでしょうか。また、記載上では含む税額で記載すれば良いでしょうか。</p> <p>⑥仮に採択された場合に、その後修正のための費目間流用は可能でしょうか。</p> | <p>①審査に直接関係をする質問のため具体的な回答は差し控えていただきますが、本設問では、「提供を想定している農業支援サービスの展開方法等、農業支援サービス事業が持続可能な事業として実施される計画となっているかなど、実現可能性のある計画を描けているか」を質問していますので、この問いに対しての回答を記載いただければと思います。</p> <p>②審査は書類のみで行いますので、面談やプレゼンの予定はございません。</p> <p>③現段階で中間報告等についての詳細な予定は決まっておりません。</p> <p>なお、農林水産省からの求めにあつては都度、ご対応をいただくことをご承知いただいております。</p> <p>④本事業で試作された機械類については御社所有としていただき問題ございません。</p> <p>⑤ご質問の箇所は「事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費」であり、あくまでも委託等に係る消費税等を指します。</p> <p>消費税等については6ページ目の「(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。」以下をご確認ください。</p> <p>⑥採択後に交付申請を行っていただきます。</p> <p>その際に資金使途については詳細を詰めさせていただく予定です。流用等についてもご相談ください。</p> |
| 32 | 2024/5/27 | 費用       | 費目間の移動は何パーセントまで大丈夫でしょうか。   | お問い合わせの費目間の費用の流動については、パーセンテージや割合などによる制限は設けておりません。費目における金額の流動については、採択後、事務局に相談をいただいで対応をさせていただければと思いますのでよろしく願いたします。  |
| 33 | 2024/5/30 | 費用       | <p>①様式2号の資金使途フォーマットに関し、資金使途の項目の区分は、求人広告や資格取得等、当社で自由に設定して追加してもよいか。</p> <p>②補助対象経費の計上の仕方がわかりませんでしたので、確認させてください。</p> <p>③補助金交付の流れを確認させてください。</p> <p>④商品・サービスの利用で得られる効果の証憑とは、具体的にどのような資料をご提出すればよいのでしょうか？</p>   | <p>①資金使途については以下URLの費目及び細目に収まるように記載してください。</p> <p>当該費目及び細目の範囲であれば経費として計上可能です。</p> <p><a href="https://x.gd/etAAp">https://x.gd/etAAp</a></p> <p>②事業に関連する項目を棚卸し、各項目を見積もった上で計上いただければと存じます。</p> <p>③ご理解のとおり、事業完了後の入金が原則となります。ただし、事業期間内に必要な経費の一部を先払いする制度(概算払制度)がございます。</p> <p>④商品・サービスの利用で得られる効果を疎明する資料を想定しており、例えば利用者のアンケート結果や、実証実験の結果等が当たります。</p> <p>追加)</p>  |
| 34 | 2024/7/8  | 参加資格     | 新技術の開発は事業実施期間内に完結し、技術開発が終わっている必要があるか。  | 応募資格として『①開発ステージは終了し、最低でも一定の条件下で技術の導入効果が確認された技術であり、サービスの提供にあたって、現場の実態に合わせた思考・改良、カスタマイズ支援を受ければサービス事業として展開できる技術であること』『②①の技術を用いて、成果目標年度令和8年度までに産地への事業参入・事業展開を実現しうるよう取り組む民間事業者等であること』と記載。本事業では開発ステージは終了しているものが申請の対象である。  |
| 35 | 2024/7/8  | 審査会      | どのような分野の方が委員会のメンバーとして参加されているか。   | 農業現場で働いている生産者の方々、大学等で農業技術について開発又は知見を持ったの方々  |
| 36 | 2024/7/8  | 事業について   | 令和6年度から令和8年度まで、具体的にどのような流れで事業が行われるか。   | 令和6年度は本事業の補助金を活用します。新技術検証型の場合、産地・品目で実走、成果に繋げていくかを報告していただきます。令和7・8年度は実走し現場産地への生産性拡大・労働負荷軽減のモデルとなるよう計画を示していただければと思います。  |
| 37 | 2024/7/8  | 参加資格     | 労働集約型作物は具体的に該当するものは何か。   | 労働集約型作物として、露地栽培されている園芸、施設栽培される作目、果樹を対象としております。  |
| 38 | 2024/7/8  | その他      | 二次公募を募集した背景はなにか。   | 一次公募で審査基準、参加条件を満たす団体様が採択予定30団体中20団体だったため。   |
| 39 | 2024/7/8  | その他      | 二次公募事業説明会の録画動画はどこで見ることができるか  | YouTubeにアップし、弊社ホームページ上にURLを公開予定。  |
| 40 | 2024/7/8  | 参加資格     | 複合的サービスを1つの提案として申請しても認められるか。   | 複合的サービスでも1つの提案として提出すれば認められる。  |
| 41 | 2024/7/8  | 事業について   | 具体的な伴走支援の内容は何か。また費用感はどのくらいか。   | サービスを展開する際、希望にあわせて産地を紹介、現地調査などを行う。またアグベンチャーラボやEYによるより専門的な支援なども併用しサービス普及をサポートする。予算は1500万円の2分の1未満(750万円以下の範囲)で伴走支援を行う。  |
| 42 | 2024/7/8  | 参加資格     | 作業サポート型の「人材供給型」とあるが、こちらはあくまでも人材のマッチングや派遣などを対象になるのか。例えば、人材が不足している産地への外国人材を事前に教育し供給するスキームは該当しているか。   | 「人材派遣型」は働き手となる方々の派遣や紹介、マッチングを行うサービスのこと。事前に外国人材を教育するスキームだけでは、産地支援に該当しないため、対象外。   |
| 43 | 2024/7/8  | その他      | 機械の導入を行う場合、可変施肥実施可能か加点項目はあるか。  | A~Fの審査項目のみ審査の対象   |
| 44 | 2024/7/8  | その他      | 二次公募にあたり、審査項目の変更(新たな加点項目等)はあるか。  | 変更はございません。  |
| 45 | 2024/7/8  | その他      | 一次公募に応募した方を二次公募の対象としているのか  | 対象とはしていません。条件に該当する全てのサービス事業体を対象とし、二次公募を行っている。   |